

# 新型コロナウイルス感染症対策

～市が独自に取り組む支援策などについてお知らせします～

市は、市民の健康・生命を守ることを第一に、関係機関と連携を密に、感染防止対策に万全を期すとともに、市内経済活動および市民生活の安定・維持に資するよう、経済対策と生活困窮対策の一本立てで継続して必要な支援に取り組みます。また、万一感染が拡大した場合でも、必要な行政サービスを提供できるよう、業務継続計画を策定したほか、5月1日付で専門部署を新設し、感染症対策の強化・迅速化を図っていきます。

※本号6～8ページでお知らせする支援策の内容は、4月28日時点のものであり、今後の情勢の変化等により変更となる場合があります。

## 大船渡市の支援策

### 中小企業事業継続支援金(新規)

△対象Ⅱ市内に主たる事業所を有する事業者(個人・法

### 納税が困難な人に 対する猶予制度

△徴収の猶予について  
新型コロナウイルス感染症に家族を含む納税者ががり患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のケースに該当した人は、地方税の猶予制度があります。

△本人または生計を同じにする家族が感染した場合  
△財産に著しい損失が生じた場合  
△事業を廃止または休止した場合、利益の減少などにより著しい損失を受けた場合

△申請による換価の猶予について  
右記の徴収の猶予のケースに該当しない人であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付できない場合は、申請による換価(財産を売却処分すること)の猶予制度がありますので、相談ください。

△問い合わせ先Ⅱ税務課取納係(☎ 内線158・161)

### 市営住宅等使用料の 納付相談受付について

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどにより、市営住宅等使用料の

新型コロナウイルス感染症

の影響で収入が減少するなど

の影響で収入が減少するなど